

令和元年8月28日(水) 17時00分発表

記者発表資料（第7報）

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、佐賀県内の一般国道（直轄区間）を指定しました。

この度、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を本日17時に指定しました。

今後の不測の事態にも速やかに対応してまいります。

路線名	指定する道路区間
国道34号	佐賀県鳥栖市永吉町～同県嬉野市嬉野町
国道35号	佐賀県武雄市武雄町～同県西松浦郡有田町

その他(道路の通行規制状況)

- ・国道34号 40k000付近(小城市牛津町上砥川)
～59k000付近(武雄市武雄町武雄) 全面通行止め
- ・国道35号 0k000付近(武雄市武雄町武雄)
～5k000付近(武雄市山内町鳥海) 全面通行止め
- ・国道203号 17k930付近(多久市笹原峠) 全面通行止め

問い合わせ先



国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 防災室

技術副所長 佐伯

計画課長 山下

TEL 0952-32-1151

「この地図の作成にあたっては、国土地理院表の承諾を得て、尺規発行の9万分の1地形図を使用したものである。(承諾番号 平22九表、第13号)」